

は、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）、国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器とする。ただし、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）及び国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、容器製造業者の名称及び容器の製造番号を露出する金属部に刻印がされているものに限る。

第六条の二 海外認定容器にあっては、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める方式に従つて行つた刻印又は標章（次の各号に定める刻印又は標章の掲示をした場合にあっては、その刻印又は標章を含む。）は、法第四十五条第一項の刻印（前条で定めた容器以外のものに限る。）又は同条第二項の標章（前条で定めた容器の場合に限る。）とみなす。

二 海外認定容器を製造した者が適切な解析方法を用いて容器に使用上の支障が起らぬことを確認した許容傷深さ（胴部以外の繊維強化プラスチック部分に係るもの）をいう。（記号 D、単位 ミリメートル）

（表示の方式）

第五章 容器の表示

第七条 法第四十六条第一項又は第二項の規定により表示をしようとする者（当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかなる場合における容器の製造又は輸入をした者を除く。）は、次の各号に掲げるところに従つて行わなければならぬ。

一 容器の外面の見やすい箇所に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあつては容器の所有者又は当該管理業務受託者の氏名又は名称、住所及び電話番号（以下この条において「氏名等」という。）を記載した票紙であつてはがれるおそれのないものを貼付すること。ただし、次のイ及びロに掲げる容器にあつてはこの限りでない。

イ 自動車又は二輪自動車に装置した容器であつて、道路運送車両法第五十八条に定め

る自動車検査証（以下単に「自動車検査証」という。）、道路運送車両法施行規則第六十三条の二第三項に定める軽自動車届出済証又は道路運送車両法第三十三条に定める譲渡証明書その他適當な書類に記載されている自動車又は二輪自動車の所有者又は譲受人と容器の所有者が同一であるものは、当該容器の譲渡のみを行う者が所有するものであつて、容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合において、当該容器を自動車若しくは二輪自動車に装着する者又は当該容器の譲渡のみを行う者が所有するものとみなす。

二 その他協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める方式に適合していること。

三 前項第一号の規定により氏名等の表示をした容器の所有者は、その氏名等に変更があつたときは、遅滞なく、その表示を変更するものとする。この場合においては、前項第一号の例により表示を行うものとする。

四 表示の方式について経済産業大臣の認可を受けた場合は、前二項の規定にかかわらず、当該経済産業大臣の認可を受けた方式に従つて法第四十六条第一項又は第二項の表示とすることができる。

（容器を譲り受けた者が行う表示）

第八条 法第四十七条第一項の規定により表示をしようとする者は、前条第一項及び第三項の規定の例により行わなければならない。

（法第四十九条の二第一項の容器の附属品）

第九条 法第四十九条の二第一項本文の経済産業省令で定める附屬品は、次の各号に掲げるものとする。

一 バルブ

二 安全弁

三 逆止弁（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されるもの並びに国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に設備（配管を除く。）を介さずに入装置するものに限る。）

四 過流防止弁（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されるものであつて、バルブと一緒になつているものに限る。）

（附屬品検査の方法）

第十一条 法第四十九条の二第一項の経済産業省令で定める方法は、次条第二号に定める試験の方

2 前項の規定にかかわらず、海外認定附屬品にあつては、法第四十九条の二第一項の附屬品検査に合格したものとみなす。

第十二条 法第四十九条の二第一項第四号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 加工は、その加工後において第三条第二項で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別に表示するものとする。

二 附屬品は、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める試験を行い、これに合格するものであること。

三 附屬品（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されるものに限る。）は、容器の外部又は内部に直接装置されるものであること。

四 安全弁は、当該安全弁が装置される容器の通常の使用範囲を超えた温度（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されるものにあっては、圧力又は温度）に対応して作動するものであること。

（みなし刻印）

四十九条の三第一項の刻印とみなす。

（容器に係る附属品）

第十三条 法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める容器は、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器とし、同号の経済産業省令で定める附屬品は、次の各号に掲げる附屬品とする。

一 安全弁

二 逆止弁（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されるもの並びに国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に設備（配管を除く。）を介さずに入装置するものに限る。）

三 過流防止弁（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されるものであつて、バルブと一緒になつているものに限る。）

第十四条 法第四十八条第五項の許可を受けようとする者は、様式第一の特別充填許可申請書に事由を具した書面を添えて、充填する事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器に係るものについては、充填する事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあっては、指定都市の長。第二十一条第一項、第二十二条の二第二項、第二十二条第一項、第二十六条及び第二十九条において同じ。）に提出しなければならない。

（容器の加工の基準）

第一 加工は、その加工後において第三条第二項で定める肉厚を減少しないようにして、第二号で定める内厚を減少しないようにして、その上問題となるような欠陥がなく、適切な強度を有するものであること。

二 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の傷等の補修を目的とした溶接を行う場合においては、加工後の当該補修部分は、互いに分離しないようにしてされたものであること。

三 複数の容器が連結されている国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては、それぞれの容器の接続は、互いに分離しないようにしてされたものであること。

四 加工は、その加工後において第三条第二項で定める内厚を減少しないようにして、その上問題となるような欠陥がなく、適切な強度を有するものであること。

（液化ガスの質量の計算の方法）

第十三条の三 法第四十八条第四項各号の経済産業省令で定める方法は、次の算式によるものとする。

$$G = V \times C$$

この式において G、V 及び C は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

G 液化ガスの質量（単位 キログラム）の数値

V 容器の内容積（単位 リットル）の数値

C 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に充填する液化ガスにあっては、当該容器の常用的の温度のうち最高のものにおける当該液化ガスの比重（単位 キログラム毎リットル）の数値に十分の九を乗じて得た数値の逆数

管理の方法等を適切なものとするために必要なもの（登録容器製造業者にあっては、容器を適切な方法により回収すること及び経済産業大臣が定める試験を含む。）とする。

第三十五条 法第四十九条の七第四号の経済産業省令で定める条件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状

若しくは甲種化学責任者免状の交付を受け、又は学校教育法による大学若しくは高等専門学校若しくは従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業し（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、かつ、容器又は附属品の検査に一年以上従事した経験を有すること。

二 学校教育法による高等学校又は従前の規定による工業学校において工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、容器又は附属品の検査に二年以上従事した経験を有すること。

三 容器又は附属品の検査に五年以上従事した経験を有すること。

法第四十九条の七第四号の経済産業省令で定める数は、二名とする。

（協会等による調査の申請）

第三十六条 法第四十九条の八第一項の調査を受けるようとする容器等製造業者は、様式第九による調査申請書を協会又は検査組織等調査機関（以下「協会等」という。）に提出しなければならない。

第三十七条 法第四十九条の九の登録の更新を受けようとする者は、第三十一条第一項の規定式第十のとおりとする。

（登録の更新）

第三十八条 法第四十九条の八第二項の書面の様式は、様式第十一のとおりとする。

（登録証）

第三十九条 法第四十九条の十二の変更を届け出ようとする者は、様式第十二のとおりとする。

（変更の届出）

第四十条 法第四十九条の十二の経済産業省令で定める軽微な変更是、次の各号に掲げるものとする。

（軽微な変更）

第四十一条 法第四十九条の三十一第一項の登録を経済産業大臣に提出しなければならない。

（軽微な変更）

一 登録に係る容器等製造設備の同等以上の能力を有する製造設備への変更

二 登録に係る容器等検査設備の同等以上の能力を有する検査設備への変更

三 登録に係る品質管理の方法及び検査のための組織に関する事項であつて、次のイ及びロに掲げるもの

イ 日本産業規格Q9001（20008）又は国際規格ISO9001（2008）の管理責任者が不在のときに、その権限及び責任を代行する者の変更

ロ 材料、部品等の購入先の変更

（廃止の届出）

第四十二条 法第四十九条の十四の規定により登録に係る事業の廃止を届け出ようとする者は、様式第十三による事業廃止届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第四十三条 法第四十九条の二十の規定により登録証の再交付を受けようとする者は、様式第十四による登録証再交付申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（登録簿の贈本の交付又は閲覧の請求）

（登録簿の贈本の交付又は閲覧の請求）

一 法第四十九条の三十一第二項において準用する法第四十九条の十四の規定による廃止の届出をしようとする外国登録容器等製造業者は、様式第二十二による事業廃止届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

二 法第四十九条の三十一第二項において準用する法第四十九条の十二の規定による変更の届出をしようとする外国登録容器等製造業者は、様式第十九による変更届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

三 法第四十九条の三十一第二項において準用する法第四十九条の十五の規定による登録証の再交付を受けようとする外国登録容器等製造業者は、様式第二十一による登録証再交付申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（準用）

第四十四条 法第四十九条の二十四第二項に規定する検査記録は、電磁的方法（電子的方法、磁気的手段）その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。により作成し、保存することができる。

前項の規定による保存をする場合には、同項目の登録に、第四十条及び第四十四条の規定は經濟産業大臣に提出しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第四十五条 法第四十九条の三十一第一項及び法第四十九条の三十三第一項の規定により、同項の登録に、第四十条及び第四十四条の規定は經濟産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（容器の型式承認の申請）

第四十六条 法第四十九条の三十一第二項において準用する法第四十九条の三十三第二項において准用する場合まで、第三十六条第二項、第三十七条、第三十八条及び第四十三条の規定は第四十五条第一項の登録に、第四十条及び第四十四条の規定は經濟産業大臣に提出しなければならない。

第四十七条 第三十条、第三十二条から第三十五まで、第三十六条第二項、第三十七条、第三十八条及び第四十三条の規定は第四十五条第一項の登録に、第四十条及び第四十四条の規定は經濟産業大臣に提出しなければならない。

第四十八条 法第四十九条の二十一第一項及び法第四十九条の三十三第一項の規定により、同項の登録に、第四十条及び第四十四条の規定は經濟産業大臣に提出しなければならない。

第四十九条 法第四十九条の二十一第三項（法第四十九条の三十三第二項において准用する場合を含む。）の規定により、刻印をしようとする者は、協定規則に適合するものとして經濟産業大臣が定める方式に従つて刻印をしなければならない。

第五十条 経済産業大臣は、法第四十九条の二十一第三項において准用する場合を含む。の規定により、登録に係る容器の型式承認に係るものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、第三号の書類を添付することを要しない。

一 構造図

二 材料証明書

三 設計書

第五十一条 経済産業大臣は、法第四十九条の二十一第三項において准用する場合を含む。のうち、容器に係るものを受けようとする者は、様式第二十三の容器型式試験申請書を協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

第五十二条 協会又は指定容器検査機関は、法第四十九条の二十三第三項により当該容器が試験に合格したときは、様式第二十四の容器型式試験合格証を発行しなければならない。

第五十三条 法第四十九条の二十五第一項（法第四十九条の三十三第二項において准用する場合を含む。）の規定により、刻印をしようとする者は、協定規則に適合するものとして經濟産業大臣が定める方式に従つて刻印をしなければならない。

第五十四条 法第四十九条の二十一第一項及び法第四十九条の三十三第二項において准用する場合を含む。次項及び第五十五条において同じ。）の経済産業省令で定める容器の数量は、第五条に掲げる書類を添えて經濟産業大臣に提出しなければならない。

第五十五条 法第四十九条の二十一第一項及び法第四十九条の三十三第一項の規定により、同項の附属品の型式承認の申請

| | |
|--------------------|---------|
| 記載すべき者 の区分 | 記載すべき事項 |
| 一 刻印又は標章がされたとき。 | |

第五十九条 法第四十九条の二十五第三項（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の規定により刻印をしようとする者は、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める方式に従つて刻印をしなければならない。

第六十条 法第六十条第一項の帳簿に記載すべき事項は、次の表の上欄に掲げる記載すべき者の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

第五十七条 法第四十九条の二十三第一項の試験のうち、附属品に係るものを受けようとする者は、様式第二十六の附属品型式試験申請書を協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。
(附属品型式試験合格証)

2 法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令で定める書類のうち、附属品の型式承認に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一 構造図

二 材料証明書
(附屬品型式承認証)

第五十六条 経済産業大臣は、法第四十九条の二十二により附属品の型式を承認したときは、附属品型式承認証(協定規則に定める様式に準ずる証書をいう)を交付するものとする。

(試験の申請)

式第二十五の附属品型式承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
(型式承認に要する附属品及び書類)

| | |
|---|--|
| <p>二 容器を譲渡したとき。</p> <p>二 容器を譲渡したとき。</p> | <p>一 容器再検査をしたとき。</p> <p>二 附属品再検査をしたとき。</p> |
| <p>月日</p> | <p>容器の製造番号、譲渡先及び譲渡年</p> |
| <p>再検査の年月日及び成績</p> | <p>一 容器再検査をしたとき。 びに容器再検査の年月日及び成績</p> |
| <p>者</p> | <p>二 附属品再検査をしたとき。</p> |

に掲げる事項を記載した帳簿を容器ごとに備え、第一項に掲げる事項を記載した日から最初に受けける容器再検査の日までの期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、保存しなければならない。

二 略
一 第七条 平成三十年十一月三十日
(罰則に関する経過措置)
第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (平成三〇年一二月二七日経済産業省令第七二号)

に掲げる事項を記載した帳簿を容器ごとに備え、第一項に掲げる事項を記載した日から最初に受けた容器再検査の日までの期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、保管しなければならない。

附 則 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十八年六月三十日から施行する。
附 則 (平成二九年六月三〇日経済産業省令第四九号)
この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成二九年一月一五日経済産業省令第八三号) 抄

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。
附 則 (平成三〇年一月一六日経済産業省令第二号)
この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成三〇年三月三〇日経済産業省令第六号)

第一条 この省令は、平成三十年四月三十日から施行する。ただし、第十二条中容器保安規則第四条、第十四条、第二十三条、第三十条第一項、第三十二条及び第三十六条の改正規定、第二条第三条、第四条中一般高圧ガス保安規則第二条第一項第五号二、第三条第一項、第三十二条规定並びに第三十二条第一項及び第三項の改正規定、第五条中コンビナート等保安規則第二条第一項第五号二の改正規定並びに第六条中国際相互承認に係る容器保安規則第一条、第十四条及び第二十三条の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成三〇年七月一七日経済産業省令第四八号)
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年一月一四日経済産業省令第六一号)
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略
一 第七条 平成三十年十一月三十日
(罰則に関する経過措置)
第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (平成三〇年一二月二七日経済産業省令第七二号)

二 第七条 平成三十年十一月三十日
（罰則に関する経過措置）

第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年二月二十七日経済産業省令第七二号）
この省令は、平成三十一年一月二日から施行する。

附 則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年一月一二日経済産業省令第四一号）
この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月四日経済産業省令第一三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年四月一〇日経済産業省令第三七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日経済産業省令第九二号）
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和五年一二月二一日経済産業省令第六一号）
この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年一二月二十一日）から施行する。

附 貝（令和六年六月）一四日經濟產業省
令第三七号

様式第2(第21条関係)

様式第3(第22条関係)

様式第4 (第23条関係)

1 この省令は、令和六年六月十五日から施行する。

(經過措置)

2 第二条の規定による改正後の国際相互承認に係る容器保安規則第二条第一号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に対する同令第十三条の二第三号及び第十五条第一項の規定の適用については、この省令の施行の日から令和九年八月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

| | | | | | | | |
|----------------------|-----------------------|------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------|
| | | | | | | | 製造する容器等の区分 |
| 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 | 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用附属品 | 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 | 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品 | 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 | 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品 | 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器 | 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用附属品 |
| 百一類 | 百二類 | 百三類 | 百四類 | 百五類 | 百六類 | 百七類 | 百八類 |
| 事業区分 | 事業区分 | 事業区分 | 事業区分 | 事業区分 | 事業区分 | 事業区分 | 事業区分 |
| | | | | | | | |

| | |
|--|-----------|
| 様式第1(通14種類) (通14種類中1・令和種類中1・令2種類中1・一部改変) | |
| 特 別 取 素 可 申 請 書 | 監 理 商 号 |
| | 受 錄 年 月 日 |
| | 登 録 商 号 |
| 商 标 名 | 所 |
| 住 所 | |
| 登 記 の 取 素 及 び 敬 賞 | |
| 登 記 の 商 标 及 び 商 号 | |
| 支 握 を す る 場 所 | |

代蒙哥 氏 名

備考 1 この用紙の大きさは、日本規格A4すること。
2 ×印の項目記載しないこと。

| | | | |
|---|------|------|-----|
| 様式第2 (各局別用) (昭和26年6月改定第2回(昭和26年6月改定第2回)) | | 郵便番号 | 年月日 |
| 官 員 検 査 所 及 び 中 評 | 国 際 | 登録番号 | |
| 名 称 | 登録番号 | | |
| 官 員 検 査 所 在 所 | | | |
| 支 部 事 務 所 に 付 け ら れ て お る 官 員 検 査 所 及 び 中 評 の 名 称 | | | |
| 支 部 事 務 所 に 付 け ら れ て お る 官 員 検 査 所 及 び 中 評 の 登 録 番 号 | | | |
| 文 件 | | | |
| 1. 高速グリーン便(郵便法第7条第1号又は第2号に属する) | | | |
| 2. 高速グリーン便(郵便法第6条の規定によるもの又は郵便局の監視を受けるもの)及び郵便法第6条の2に規定する普通郵便 | | | |
| 3. ふるさと便(郵便法第6条の規定によるもの又は郵便局の監視を受けるもの) | | | |
| 4. 低速であって、その運送並行性のうちに能 | | | |
| 3等(3分)のもの | | | |

備考 1 この算定の大きさは、日本標準規格よりすること。

2 ×印の項目は記載しないこと。

備考 この用語の大まかは、日本産業規格 A4 とすること。

図考 1 この表紙の大きさは、日本画表紙用 A4 とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 製造保安責任者免状の種類の欄は、製造保安責任者免状の交付を受けている者のみ記載すること。

| | |
|---------------------------------------|---------------------------|
| 様式第4 (郵便局様式) (郵便局様式) 令和元年四月一日 (郵便局様式) | |
| 郵便 使 用 書 止 留 票 | 国際 ・監査 番号 ・受取年月日 |
| | 年 月 日 |
| 名 称 | |
| 谷 部 俊 茂 所 在 地 | |
| 東 京 市 江 戸 川 区 住 所 | 年 月 日 |
| 新 施 墓 | 上 の 連 由 |
| 年 月 日 | |

備考 1 この耳紙の大きさは、日本標準規格<math>\mu</math>とすること。

| | |
|--|--|
| 株式会社 第三回 謹啓 | |
| （略） | |
| 正 常 申 請 書（國 旗） | |
| 年 月 日 | |
| （印） | |
| 用 | |
| 申請者 仁四郎 氏名（及び代表者の名） | |
| 下記のとおり英米支那安樂銀行から本業の金銭を受けたので申告す。 | |
| 此 | |
| 1. 並河事業事務所 2. 並河を買ひ受けたる工場又は事業場の名及び所在地 3. 並河製鐵所、並河製錠所、並河製鋼所 4. 並河電燈公司の力士川橋頭の工場 5. 並河製鐵所の工場及支那の工場 6. 並河製錠所の工場及支那の工場 | |

参考 1 この算紙の大きさは、日本標準規格 A4 とすること。

| | | |
|---|--|-----------------|
| 株式会社 (高島屋本店・福岡支店) | | 販売店名(販売店名・取扱店名) |
| 伊 倉 申 請 (国 領) | | |
| 年 月 日 | | |
| 用 | | |
| 申根者 佐藤 氏名 (本姓及改姓後の氏名) | | |
| 下記のとおり高島屋本店営業部販売課より販賣の上記の商品に係る同梱書類を領取 を受け付けて申願します。 | | |
| 記 | | |
| 1. 申根書類の種別 | | |
| 2. 申根書類の販賣店名 | | |
| 3. 申根の内容 | | |

他、この用紙の大きさは、日本商業規格A4とすること。

様式第9（第36条第1項関係）（令和3年6月1日～令和5年5月31日）

用 告 申 保 審（ 国 際 ）

年 月 日

附

申達者 在所

氏名（委託及び代表者の氏名）

東洋ガス販売株式会社（以下「東洋ガス」といいます。）は、本件の取扱事項のうち、
第1項の義務を負うたる会員登録登記、登録者登録更新、登録者登録抹消、
登録者登録照合のうち、本件及び所定の
及び被委託のための組織及び従業者の行為についての調査を受けたものと申します。

記

1. 申告書類提出区分
2. 調査を受けようとした場又は事業場の名称及び所在地
3. 申告書類提出の日時、年月日
4. 申告書類提出の内容、件数及び年月日
5. 既存登録者登録の有無及び年月日
6. 他要の方法

備考 1. この用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。
2. 第3欄から第6欄の欄頭は、実施に応じることができます。

様式第10（第36条第2項関係）（令和3年6月1日～令和5年5月31日）

用 告 申 保 審（ 国 際 ）

年 月 日

附

高瓦斯保安委員会 同
保安組織等認証委員会 同東洋ガス販売株式会社（以下「東洋ガス」といいます。）は、本件の取扱事項のうち、
第2項の取扱事項のうち、成文化・標準化・下記に示す通り監督者登録申請の監督者登録
登記、登録者登録登記、登録者登録更新、登録者登録抹消、登録者登録照合のうち、
成文化・標準化された結果、地元登録の有りの年月日を、新規登録及び既存の成
功登録を含むたる登録者登録登記及び登録者登録更新、登録者登録抹消のうち、
監督者登録を含むたる登録者登録登記及び登録者登録更新してある旨記載する旨の用紙

1. 申告書類提出のための代表者の氏名
2. 調査を行った場合は東洋ガス事業場の名称及び所在地
3. 調査を行った年月日

備考 この用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。

様式第11（第38条関係）（令和3年6月1日～令和5年5月31日）

用 告 申 保 審（ 国 際 ）

年 月 日

附

高瓦斯保安委員会 同
保安組織等認証委員会 同下記のとおり東洋ガス販売株式会社（以下「東洋ガス」といいます。）は、本件の取扱事項のうち、
第3項の取扱事項のうち、成文化・標準化・下記に示す通り監督者登録申請の監督者登録
登記、登録者登録登記、登録者登録更新、登録者登録抹消、登録者登録照合のうち、
成文化・標準化された結果、地元登録の有りの年月日を、新規登録及び既存の成
功登録を含むたる登録者登録登記及び登録者登録更新、登録者登録抹消のうち、
監督者登録を含むたる登録者登録登記及び登録者登録更新してある旨記載する旨の用紙

1. 申告書類提出のための代表者の氏名
2. 申告書類提出のための代表者の所在地
3. 申告書類提出の年月日

備考 この用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。

様式第12（第39条関係）（令和3年6月1日～令和5年5月31日）

用 告 申 保 審（ 国 際 ）

年 月 日

附

申達者 在所

氏名（委託及び代表者の氏名）

下記のとおり変更したので、真正ガス供給会員の会員登録にに基づき提出

1. 申告書類提出のための代表者の氏名
2. 申告書類提出の年月日
3. 申告書類提出の年月日
4. 変更の内容又は事由

備考 この用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。

様式第13(第41条関係) (明細書等の提出書類に「本」を記載する一例)

申請求 在所
名前(在勤及び代表者の氏名)

年月日

附

申請求 在所
名前(在勤及び代表者の氏名)下記の記述の事項は、一年月日に廃止したので真正不押印法規の
条の4の規定により削除されます。

1. 会社名及び登録番号区分
2. 登記を受けた月日
3. 会社登記の事務所の名称及び所在地
4. 会社登記の事務所の区分
5. 登記簿の原本の譲渡の場合にあっては、その枚数

備考 この用紙の大きさは、日本要領規格とすること。

様式第14(第42条関係) (明細書等の提出書類に「本」を記載する一例)

申請求 在所
名前(在勤及び代表者の氏名)

年月日

附

申請求 在所
名前(在勤及び代表者の氏名)下記のとおり真正ガス供給法規の条の4の規定により登録の実交付を受けた
いでの削除します。

1. 会社名及び登録番号
2. 登記を受けた月日
3. 会社登記の事務所の名称及び所在地
4. 会社登記の事務所の区分
5. 登記簿の原本の譲渡の場合にあっては、その枚数

備考 この用紙の大きさは、日本要領規格とすること。

様式第15(第43条関係) (明細書等の提出書類に「本」を記載する一例)

会社登記本交付(定期)登記書(定期)

年月日

附

申請求 在所
名前(在勤及び代表者の氏名)会社登記本交付(定期)登記書(定期)の記載事項に誤りがある場合は、該記載事項の
条の4の規定により、次のとおり登録の原本の交付(定期)登記書(定期)を削除します。

1. 会社登記本交付(定期)登記書(定期)の会社又は会員の名前及び住所
2. 登記を受けた月日
3. 会社登記の事務所の名称及び所在地
4. 会社登記の事務所の区分
5. 会社登記本交付(定期)登記書(定期)の枚数

備考 1. この用紙の大きさは、日本要領規格とすること。
2. 第1欄から第4欄までに記載する事項は、該記載事項に誤りがある場合は、該記載事項の
条の4の規定により、登録の原本の交付(定期)登記書(定期)を削除します。

様式第16(第45条第1項関係) (明細書等の提出書類に「本」を記載する一例)

会社登記本登記申請書(定期)

年月日

附

申請求 在所
名前(在勤及び代表者の氏名)下記のとおり真正ガス供給法規の条の4の規定を受けたので廃止しま
す。

1. 会社登記本登記申請書(定期)の会社又は会員の名前及び住所
2. 登記を受けた月日
3. 会社登記の事務所の名称及び所在地
4. 会社登記の事務所の区分
5. 会社登記本登記申請書(定期)の枚数
6. 会社登記本登記申請書(定期)の枚数

備考 1. この用紙の大きさは、日本要領規格とすること。
2. 第1欄から第4欄までに記載する事項は、該記載事項に誤りがある場合は、該記載事項の
条の4の規定により、登録の原本の交付(定期)登記書(定期)を削除します。

様式第25（第54条関係）

様式第25（第54条関係）（内閣府令第14号「税關手帳上、税關證券等の交付規則」によるもの）

| | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------|-----|
| 件名 | 税關手帳大典申請書 | 提出年月日 | 年月日 |
| 記入欄 | | | |
| 名前（事業所の名前を含む） | | | |
| 事務所所在地 | | | |
| 出展品の在り又は奉公所所在地 | | | |
| 登録者名（たとえ同一の登録者であつても複数登録する場合は複数登録する） | | | |
| 出展品の種類 | | | |
| 出展料品の取扱いを記載する | | | |
| 出展料品の大きさを記載する | | | |
| 年月日 | | | |

代表者氏名

附

備考 1 この用紙の大さきは、日本標準規格A4とすること。
2 ×印の項目は記載しないこと。

様式第26（第57条関係）

様式第26（第57条関係）（内閣府令第14号「税關手帳上、税關證券等の交付規則」によるもの）

| | | | |
|----------------|-----------|-------|-----|
| 件名 | 税關手帳大典申請書 | 提出年月日 | 年月日 |
| 記入欄 | | | |
| 名前（事業所の名前を含む） | | | |
| 事務所所在地 | | | |
| 出展品の在り又は奉公所所在地 | | | |
| 登録者名及び出展品の区分 | | | |
| 出展品の種類 | | | |
| 出展料品の取扱いを記載する | | | |
| 出展料品の大きさを記載する | | | |
| 年月日 | | | |

代表者氏名

附

備考 1 この用紙の大さきは、日本標準規格A4とすること。
2 ×印の項目は記載しないこと。

様式第27（第58条関係）

様式第27（第58条関係）（内閣府令第14号「税關手帳上、税關證券等の交付規則」によるもの）

| | | | | |
|---------------|---|---|---|---|
| 名 | 行 | 業 | 名 | 姓 |
| 名前（事業所の名前を含む） | | | | |
| 事務所所在地 | | | | |
| 登録者名及び業種区分 | | | | |
| 業種 | | | | |
| 出展品の種類 | | | | |
| 出展料品の取扱いを記載する | | | | |
| 出展料品の大きさを記載する | | | | |
| 年月日 | | | | |

備註欄

東京支店会場会
東京支店会場会

備考 この用紙の大さきは、日本標準規格A4とすること。